

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 22 年 3 月 31 日 (水) 号外第 43 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 訓 令	鳥取県職員研修規程の一部を改正する訓令 (7) (自治研修所) 2 現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令 (8) (福利厚生室) 3 鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (9) (〃) 7 鳥取県情報システム事務処理規程の一部を改正する訓令 (10) (情報政策課) 16
◇ 教委規則	県の事務からの暴力団排除等のための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係 教育委員会規則の整備に関する規則 (7) (家庭・地域教育課) 18
◇ 議会告示	鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部改正 (5) (総務課) 22

訓 令

鳥取県訓令第7号

鳥取県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員研修規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員研修規程（昭和47年鳥取県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（研修の種類）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 階層別研修は、職員がその職務を遂行するために必要な一般的知識、教養、技能等を習得させるため、<u>職員人材開発センター</u>において行う研修をいう。</p> <p>3 選択研修は、職員がその職務を遂行するために必要な専門的知識、技能等を習得させるため、職員の希望により、<u>職員人材開発センター</u>において行う研修をいう。</p> <p>4 特別研修は、職員がその職務を遂行するために必要な知識、技能等を習得させるため、職員の所属する本庁の<u>部内局（局に相当するものを含み、課を置かない場合に限る。）</u>、課（課に相当するものを含む。）若しくは地方機関の長（以下「所属長」という。）又は<u>職員人材開発センター</u>所長（以下「所長」という。）が指名した職員に対し、<u>職員人材開発センター</u>において行う研修をいう。</p> <p>5及び6 略</p>	<p>（研修の種類）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 階層別研修は、職員がその職務を遂行するために必要な一般的知識、教養、技能等を習得させるため、<u>自治研修所</u>において行う研修をいう。</p> <p>3 選択研修は、職員がその職務を遂行するために必要な専門的知識、技能等を習得させるため、職員の希望により、<u>自治研修所</u>において行う研修をいう。</p> <p>4 特別研修は、職員がその職務を遂行するために必要な知識、技能等を習得させるため、職員の所属する本庁の<u>局（課を置かない場合に限る。）</u>、課（課に相当するものを含む。）若しくは地方機関の長（以下「所属長」という。）又は<u>自治研修所</u>所長（以下「所長」という。）が指名した職員に対し、<u>自治研修所</u>において行う研修をいう。</p> <p>5及び6 略</p>

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第8号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和43年鳥取県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後					改 正 前				
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）				
被服の交付を受ける職員	品目	標準 員 数	標準 使用 期間 (月)	備考	被服の交付を受ける職員	品目	標準 員 数	標準 使用 期間 (月)	備考
略					略				
総務課 の職員のうち機械、電気及び電話の業務に従事する職員	庁舎管理担当 作業服（上衣）	2	60		総務課 1 施設担当の職員のうち機械、電気及び電話の業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60	
	の職員のうち機械 作業服（夏上衣）	2	60			作業服（夏上衣）	2	60	
	電気及び電話 作業服（スポン）	2	60			作業服（スポン）	2	60	
	の業務に従事する 布製収容靴	1	24			布製収容靴	1	24	
	職員 <u>ゴム製半長靴</u>	<u>1</u>	<u>36</u>						
	<u>防寒服</u>	<u>1</u>	<u>60</u>						
					2 保全系の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（スポン） 布製収容靴	2 2 2 1	60 60 60 24	
					3 営繕室の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（スポン） ヤッケ ゴム製半長靴 安全靴	2 2 2 1 1 1	60 60 60 36 36 36	
営繕課	営繕課の職員のうち常時現地で業	2	60						
		2	60						

	務に従事する職員	作業服（スポン）	2	60					
		ヤッケ	1	36					
		ゴム製半長靴	1	36					
		安全靴	1	36					
		防寒服	1	60					
情報 政策 課	地域情報化担当	作業服（上衣）	2	60					
	の職員のうち鳥取	作業服（夏上衣）	2	60					
	情報/ハイウェイ管	作業服（スポン）	2	60					
	理運営業務に従事	防寒服	2	60					
	する職員	ゴム製半長靴	2	36					
水・ 大気 環境 課	1 水環境保全室	作業服（上衣）	1	36					
	の職員のうち常	作業服（夏上衣）	1	36					
	時現地で水質の	作業服（スポン）	1	36					
	汚濁に関する調	ゴム製半長靴	1	36					
	査の業務に従事 する職員								
2 及び3 略									
衛生 環境 研究 所	1 企画調整室	作業服（上衣）	2	60					
	の職員のうち	作業服（夏上衣）	2	60					
	室長、研	作業服（スポン）	2	36					
	究員、衛生	ゴム製半長靴	1	36					
	技師及び主 事の職務に 従事する職 員								
2 保健衛生室及 び化学衛生室 の職員のうち 室長、研究員 及び衛生技師 の職務に従事 する職員									
3 水環境対策 チーム、リ サイクルチ ーム及び大 気・地球環 境室の職員 のうち室 長、チーム 長、研究員 及び衛生技 師の職務に 従事する職 員									
水・ 大気 環境 課	1 水質担当の職	作業服（上衣）	1	36					
	員のうち常時現	作業服（夏上衣）	1	36					
	地で水質の汚濁	作業服（スポン）	1	36					
	に関する調査の	ゴム製半長靴	1	36					
	業務に従事す る職員								
2 及び3 略									
衛生 環境 研究 所	1 保健衛生室及	白衣	2	12					
	び食品衛生室	作業服（上衣）	2	60					
	の職員のうち	作業服（夏上衣）	2	60					
	室長、研究員	作業服（スポン）	2	12					
	及び衛生技師 の職務に従事 する職員	ゴム製半長靴	1	36					
2 水環境室、 環境化学室 及び大気・ 地球環境室 の職員のうち 室長、研 究員及び衛 生技師の職 務に従事す る職員									

略				
景観	まちづくり担当	略		
まちづくり課	の職員のうち常時現地で業務に従事する職員			
略				
農地・水保全課	略			
略				
工事検査課	略			
略				
東部	1～7 略			
総合	8 農林局農林業振興課の職員(林業振興室の職員を除く。)	作業服(上衣)	2	60
事務所	のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服(ズボン)	2	60
		ゴム製半長靴	1	36
		雨合羽	1	36
		防寒服	1	36
9～13 略				
略				
中部	1～6 略			
総合	7 農林局農林業振興課の職員(林業振興室の職員を除く。)	作業服(上衣)	2	60
事務所	のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服(夏上衣)	2	60
		作業服(ズボン)	2	60
		ゴム製半長靴	1	36
		雨合羽	1	36
		防寒服	1	36
8～13 略				
略				
西部	1～6 略			
総合	7 農林局農林業振興課の職員(林業振興室の職員を除く。)	作業服(上衣)	2	60
事務所	のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服(夏上衣)	2	60
		作業服(ズボン)	2	60
		ゴム製半長靴	1	36
		雨合羽	1	36
		防寒服	1	36
8～13 略				
略				
保健所	1～4 略			
	5 感染症・疾病	略		

略				
景観	まちづくり推進	略		
まちづくり課	担当の職員のうち常時現地で業務に従事する職員			
略				
耕地課	略			
略				
建設事業評価室	略			
略				
東部	1～7 略			
総合	8 農林局農林業振興課の職員(林業振興室の職員を除く。)	作業服(上衣)	2	60
事務所	のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服(ズボン)	2	60
		ゴム製半長靴	1	36
		雨合羽	1	36
9～13 略				
略				
中部	1～6 略			
総合	7 農林局農林業振興課の職員(林業振興室の職員を除く。)	作業服(上衣)	2	60
事務所	のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服(夏上衣)	2	60
		作業服(ズボン)	2	60
		ゴム製半長靴	1	36
		雨合羽	1	36
8～13 略				
略				
西部	1～6 略			
総合	7 農林局農林業振興課の職員(林業振興室の職員を除く。)	作業服(上衣)	2	60
事務所	のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服(夏上衣)	2	60
		作業服(ズボン)	2	60
		ゴム製半長靴	1	36
		雨合羽	1	36
8～13 略				
略				
保健所	1～4 略			
	5 感染症・疾病	略		

病対策係、感 染症・疾病対 策室、医薬・ 疾病対策班 (医薬担当を 除く。)及び 保健衛生係の 職員(歯科衛 生士、栄養士 及び診療放射 線技師の職務 に従事する職 員を除く。)					病対策係、医 療・疾病対策 班(医薬担当 を除く。)、 衛生係及び指 導係の職員 (歯科衛生 士、栄養士及 び診療放射線 技師の職務に 従事する職員 を除く。)				
	6 略					6 略			
略					略				

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第9号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

第1条 鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和56年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する本庁（<u>総務部東京本部、総務部関西本部、総務部名古屋本部、総務部行財政改革局職員人材開発センター</u>、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校、農林水産部農林総合研究所企画総務部、農林水産部農林総合研究所農業試験場、農林水産部農林総合研究所園芸試験場、農林水産部農林総合研究所畜産試験場、農林水産部農林総合研究所中小家畜試験場及び農林水産部農林総合研究所林業試験場を除く。）、鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第15条第1項</u>の規定により設置された会計管理者及び労働委員会事務局をいう。</p> <p>（3）略</p> <p>（4）地方機関等 地方機関、<u>総務部東京本部、総務部関西本部、総務部名古屋本部、総務部行財政改革局職員人材開発センター</u>、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校、農林水産部農林総合研究所企画総務部、農林水産部農林総合研究所農業試験場、農林水産部農林総合研究所園芸試験場、農林水産部農林総合研究所畜産試験</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する本庁（<u>総務部行財政改革局自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校、農林水産部農林総合研究所企画総務部、農林水産部農林総合研究所農業試験場、農林水産部農林総合研究所園芸試験場、農林水産部農林総合研究所畜産試験場、農林水産部農林総合研究所中小家畜試験場及び農林水産部農林総合研究所林業試験場を除く。</u>）、鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第14条第1項</u>の規定により設置された会計管理者及び労働委員会事務局をいう。</p> <p>（3）略</p> <p>（4）地方機関等 地方機関、<u>総務部行財政改革局自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校、農林水産部農林総合研究所企画総務部、農林水産部農林総合研究所農業試験場、農林水産部農林総合研究所園芸試験場、農林水産部農林総合研究所畜産試験</u></p>

部農林総合研究所園芸試験場、農林水産部農林総合研究所畜産試験場、農林水産部農林総合研究所中小家畜試験場及び農林水産部農林総合研究所林業試験場をいう。

(5) 略

(衛生管理者)

第7条 略

2 衛生管理者は、本庁にあっては行財政改革局福利厚生課長(以下「福利厚生課長」という。)が本庁の職員のうちから指名した者を、地方機関等にあっては当該地方機関等の長が所属職員のうちから指名した者をもって充てる。

3及び4 略

(総括安全衛生管理者等の代表者)

第8条 略

2 総括管理者等の代理者は、本庁にあっては福利厚生課長が本庁の職員のうちから指名した者を、地方機関等にあっては当該地方機関等の長が所属職員のうちから指名した者をもって充てる。

3 略

(産業医)

第9条 略

2 産業医は、福利厚生課長が指名した者をもって充てる。

3 略

4 前項の代理者は、福利厚生課長が指名した者をもって充てる。

(作業主任者)

第10条 略

2 作業主任者は、本庁にあっては福利厚生課長が本庁の職員のうちから指名した者を、地方機関等にあっては当該地方機関等の長が所属職員のうちから指名した者をもって充てる。

(総合委員会の組織)

第12条 略

2 略

3 会長は総務部長の職にある者を、健康管理責任者は福利厚生課長の職にある者を、施設管理責任者は営繕課長の職にある者を、その他の委員は会長が職員のうちから指名した者をもって充てる。この場合

場、農林水産部農林総合研究所中小家畜試験場及び農林水産部農林総合研究所林業試験場をいう。

(5) 略

(衛生管理者)

第7条 略

2 衛生管理者は、本庁にあっては行財政改革局福利厚生室長(以下「福利厚生室長」という。)が本庁の職員のうちから指名した者を、地方機関等にあっては当該地方機関等の長が所属職員のうちから指名した者をもって充てる。

3及び4 略

(総括安全衛生管理者等の代表者)

第8条 略

2 総括管理者等の代理者は、本庁にあっては福利厚生室長が本庁の職員のうちから指名した者を、地方機関等にあっては当該地方機関等の長が所属職員のうちから指名した者をもって充てる。

3 略

(産業医)

第9条 略

2 産業医は、福利厚生室長が指名した者をもって充てる。

3 略

4 前項の代理者は、福利厚生室長が指名した者をもって充てる。

(作業主任者)

第10条 略

2 作業主任者は、本庁にあっては福利厚生室長が本庁の職員のうちから指名した者を、地方機関等にあっては当該地方機関等の長が所属職員のうちから指名した者をもって充てる。

(総合委員会の組織)

第12条 略

2 略

3 会長は総務部長の職にある者を、健康管理責任者は福利厚生室長の職にある者を、施設管理責任者は総務課長の職にある者を、その他の委員は会長が職員のうちから指名した者をもって充てる。この場合

において、会長は、委員の半数は職員団体の推薦を受けた者から指名するものとする。

4 略

(職域委員会)

第15条 略

2 及び 3 略

4 第12条第1項、第3項及び第4項、第13条並びに前条の規定は、第1項の衛生委員会及び前2項の安全衛生委員会について準用する。この場合において、第12条第1項中「12人」とあるのは「10人」と、同条第3項中「総務部長の職にある者を、健康管理責任者は福利厚生課長の職にある者を、施設管理責任者は営繕課長の職にある者を、その他の」とあるのは、「福利厚生課長又は地方機関等の長を、」と読み替えるものとする。

(健康診断の種類及び対象職員)

第16条 職員の健康を確保するため、次の各号に掲げる健康診断を当該各号に定める職員を対象として行う。

- (1) 定期健康診断 すべての職員
- (2) 特定業務従事者健康診断 人の健康に害を及ぼすおそれのある業務として福利厚生課長が指定するものに常時従事する職員
- (3) 略
- (4) 特別健康診断 伝染病疾患の流行その他知事が必要と認める事由がある場合にその都度福利厚生課長が指名する職員

2 略

(健康診断の実施の周知等)

第18条 福利厚生課長は、健康診断の実施期日及び実施場所を定めたときは、その旨を職員に周知させるものとする。

2 略

(健康診断を受けなかった者)

第20条 疾病その他やむを得ない事由のため健康診断を受けなかった者は、その事由の消滅後遅滞なく当該健康診断に相当する健康診断を受け、医師の診断書その他その結果を証明する書面を福利厚生課長に提出しなければならない。

(他で受けた健康診断)

において、会長は、委員の半数は職員団体の推薦を受けた者から指名するものとする。

4 略

(職域委員会)

第15条 略

2 及び 3 略

4 第12条第1項、第3項及び第4項、第13条並びに前条の規定は、第1項の衛生委員会及び前2項の安全衛生委員会について準用する。この場合において、第12条第1項中「12人」とあるのは「10人」と、同条第3項中「総務部長の職にある者を、健康管理責任者は福利厚生室長の職にある者を、施設管理責任者は総務課長の職にある者を、その他の」とあるのは、「福利厚生室長又は地方機関等の長を、」と読み替えるものとする。

(健康診断の種類及び対象職員)

第16条 職員の健康を確保するため、次の各号に掲げる健康診断を当該各号に定める職員を対象として行う。

- (1) 定期健康診断 すべての職員
- (2) 特定業務従事者健康診断 人の健康に害を及ぼすおそれのある業務として福利厚生室長が指定するものに常時従事する職員
- (3) 略
- (4) 特別健康診断 伝染病疾患の流行その他知事が必要と認める事由がある場合にその都度福利厚生室長が指名する職員

2 略

(健康診断の実施の周知等)

第18条 福利厚生室長は、健康診断の実施期日及び実施場所を定めたときは、その旨を職員に周知させるものとする。

2 略

(健康診断を受けなかった者)

第20条 疾病その他やむを得ない事由のため健康診断を受けなかった者は、その事由の消滅後遅滞なく当該健康診断に相当する健康診断を受け、医師の診断書その他その結果を証明する書面を福利厚生室長に提出しなければならない。

(他で受けた健康診断)

第21条 健康診断を受けるべき者が、当該健康診断に相当する健康診断を受け、当該年度内に医師の診断書その他その結果を証明する書面を福利厚生課長に提出したときは、当該健康診断を受けたものとみなす。

(健康診断の結果等の通知等)

第22条 福利厚生課長は、健康診断を実施したときは、その結果を当該職員に通知しなければならない。

2 産業医は、健康診断の結果、再検査又は精密検査が必要であると認めたときは、紹介状(様式第1号)を作成し、当該職員を通じてその主治医に対し交付しなければならない。

(健康診断の結果の記録)

第23条 福利厚生課長は、健康診断の結果の記録を作成し、これを5年間保存しなければならない。

(健康管理区分の変更の申請)

第27条 略

2 前項の規定により健康管理区分の変更を申請しようとする職員は、傷病状況報告書(健康管理区分変更申請書)(様式第2号)を所属長に提出しなければならない。

3 所属長は、前項の申請書の提出を受けたときは、当該申請内容について産業医の意見を聴き、その内容を記載した書面とともに、職員の状況報告書(様式第3号)を添えて、これを総務部長に送付しなければならない。

(所属職員の健康状況の報告)

第28条 所属長は、所属職員の健康管理区分を変更する必要があると認める場合は、当該職員の健康状況を職員の状況報告書(様式第4号)により総務部長に報告するものとする。

2 略

3 所属長は、第1項の規定にかかわらず、職員が負傷又は疾病により引き続き1月以上勤務を欠く場合には、当該職員の健康状況について、職員の状況報告書(様式第4号)により総務部長に報告しなければならない。この場合において、勤務を欠く理由が職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)第15条に規定する病気休暇(以下「病気休暇」という。)であるときは、当該職員が

第21条 健康診断を受けるべき者が、当該健康診断に相当する健康診断を受け、当該年度内に医師の診断書その他その結果を証明する書面を福利厚生室長に提出したときは、当該健康診断を受けたものとみなす。

(健康診断の結果の通知)

第22条 福利厚生室長は、健康診断を実施したときは、その結果を当該職員に通知しなければならない。

(健康診断の結果の記録)

第23条 福利厚生室長は、健康診断の結果の記録を作成し、これを5年間保存しなければならない。

(健康管理区分の変更の申請)

第27条 略

2 前項の規定により健康管理区分の変更を申請しようとする職員は、別に定める申請書を所属長に提出しなければならない。

3 所属長は、前項の申請書の提出を受けたときは、当該申請内容について産業医の意見を聴き、その内容を記載した書面とともに、総務部長が別に定める報告書を添えて、これを総務部長に送付しなければならない。

(所属職員の健康状況の報告)

第28条 所属長は、所属職員の健康管理区分を変更する必要があると認める場合は、当該職員の健康状況を総務部長が別に定める報告書により総務部長に報告するものとする。

2 略

3 所属長は、第1項の規定にかかわらず、職員が負傷又は疾病により引き続き1月以上勤務を欠く場合には、当該職員の健康状況について、総務部長が別に定める報告書により総務部長に報告しなければならない。この場合において、勤務を欠く理由が職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)第15条に規定する病気休暇(以下「病気休暇」という。)であるときは、当該職員から提

<p>ら提出された診断書の写しを添付しなければならない。 い。</p> <p>4 略</p> <p>(経過の報告)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 前項の規定により傷病の経過を報告しようとする職員は、<u>傷病状況報告書(様式第2号)</u>を所属長に提出しなければならない。</p> <p>3 所属長は、前項の報告書の提出を受けたときは、当該申請内容について産業医の意見を聴き、その内容を記載した書面とともに、<u>職員の状況報告書(様式第3号)</u>を添えて、これを総務部長に送付しなければならない。</p> <p>4 及び 5 略</p>	<p>出された診断書の写しを添付しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>(経過の報告)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 前項の規定により傷病の経過を報告しようとする職員は、<u>総務部長が別に定める報告書</u>を所属長に提出しなければならない。</p> <p>3 所属長は、前項の報告書の提出を受けたときは、当該申請内容について産業医の意見を聴き、その内容を記載した書面とともに、<u>総務部長が別に定める報告書</u>を添えて、これを総務部長に送付しなければならない。</p> <p>4 及び 5 略</p>
--	--

第2条 鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を次のように改正する。

別表の次に次の4様式を加える。

様式第1号(第22条関係)

<p>紹 介 状</p>																										
<p>主治医 様</p>																										
<p>産業医 印</p>																										
<p>本状持参の職員について、 定期健康診断(人間ドック) 特定業務従事者健康診断(深夜・結核・血液・家畜・有機・特定化学・放射線・高気圧・給食・船員) の結果、要再検査・要精密検査指示項目が判明しましたので、該当項目について御診断いただきますようお願いします。 (項目:) なお、お手数ですが、診断結果及び勤務面・医療面に関する御意見を記入の上、本人にお渡しくださるよう併せてお願いします。</p>																										
<p>診 断 書</p>																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">氏名</td> <td style="width: 20%;">生年月日</td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">日生(</td> <td style="width: 10%;">歳)</td> </tr> <tr> <td colspan="6">病名</td> </tr> <tr> <td colspan="6">検査結果</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;">検査日</td> <td style="width: 30%;">検査項目</td> <td colspan="4">検査結果</td> </tr> </table>			氏名	生年月日	年	月	日生(歳)	病名						検査結果						検査日	検査項目	検査結果			
氏名	生年月日	年	月	日生(歳)																					
病名																										
検査結果																										
検査日	検査項目	検査結果																								

年 月 日

所属長 印

記

職名		職員コード 氏 名	
生年月日・性別	年 月 日生(歳)	男・女	
現在の健康管理区分	勤 務 面	休養・制限勤務(制限内容:)・通常勤務	
	医 療 面	要治療・要観察・健康	
	適用年月日	年 月 日	
	次回報告指示期間	年 月	
担当職務の内容 (主な業務及び責任の度合、業務の軽重等)			
傷病発生以来の勤務状況			
所属長の意見・所属での対応策			
その他参考となる事項			

様式第4号(第28条関係)

職員の状況報告書

職 氏名 様

下記のとおり職員に係る状況を報告します。

年 月 日

所属長 印

記

職名		職員コード 氏 名	
生年月日・性別	年 月 日生(歳)	男・女	

現在の健康管理区分	勤 務 面	休養・制限勤務（制限内容： ）・通常勤務
	医 療 面	要治療・要観察・健康
	適用年月日	年 月 日
	次回報告指示期間	年 月
傷病名		
休暇取得状況		
担当職務の内容		
症状発生以来の勤務状況		
所属長の意見		
その他参考となる事項		

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第10号

鳥取県情報システム事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県情報システム事務処理規程の一部を改正する訓令

鳥取県情報システム事務処理規程（昭和58年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正後部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（システム整備等に係る留意事項）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 <u>企画部長</u>は、所属長がシステム整備等に係る業務を円滑に行うための指針を定めるものとする。</p>	<p>（システム整備等に係る留意事項）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 <u>企画部地域づくり支援局長</u>（以下「<u>地域づくり支援局長</u>」という。）は、所属長がシステム整備等に係る業務を円滑に行うための指針を定めるものとする。</p>
<p>（情報資産の保護）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 <u>企画部長</u>は、県が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性の確保のため、様々な脅威に対する抑止、予防、検知及び回復について、あらかじめ組織的かつ計画的に取り組むための統一の方針を定めなければならない。</p> <p>3 所属長は、前項の<u>企画部長</u>が定める方針に従い、所掌する業務に係る情報資産の保護を適正に行わなければならない。</p> <p>4 略</p>	<p>（情報資産の保護）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 <u>地域づくり支援局長</u>は、県が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性の確保のため、様々な脅威に対する抑止、予防、検知及び回復について、あらかじめ組織的かつ計画的に取り組むための統一の方針を定めなければならない。</p> <p>3 所属長は、前項の<u>地域づくり支援局長</u>が定める方針に従い、所掌する業務に係る情報資産の保護を適正に行わなければならない。</p> <p>4 略</p>
<p>（行政ネットワーク基盤の利用）</p> <p>第7条 所属長は、所管する情報システムを行政ネットワーク基盤（複数の情報システムの利用に供するため、<u>企画部情報政策課長</u>（以下「<u>情報政策課長</u>」という。）が設置し、及び運用するネットワークをいう。）に接続しようとするときは、あらかじめ情報政策課長の承認を受けなければならない。既に接続している情報システムを廃止し、又はその全部若しくは一部を変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>（行政ネットワーク基盤の利用）</p> <p>第7条 所属長は、所管する情報システムを行政ネットワーク基盤（複数の情報システムの利用に供するため、<u>企画部地域づくり支援局情報政策課長</u>（以下「<u>情報政策課長</u>」という。）が設置し、及び運用するネットワークをいう。）に接続しようとするときは、あらかじめ情報政策課長の承認を受けなければならない。既に接続している情報システムを廃止し、又はその全部若しくは一部を変更しようとするときも、同様とする。</p>

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

教育委員会規則

県の事務からの暴力団排除等のための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

鳥取県教育委員会規則第7号

県の事務からの暴力団排除等のための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和52年鳥取県条例第7号)</u>の規定に基づき、鳥取県立大山青年の家(以下「青年の家」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用の許可の取消し)</p> <p>第11条 教育委員会は、利用者が次の各号の<u>いずれか</u>に該当するときは、利用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 詐欺その他不正の行為により利用の許可を受けたとき。</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>様式第1号(第8条関係)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県立大山青年の家(以下「青年の家」という。)の管理運営に関し必要な事項を<u>定めることを目的とする。</u></p> <p>(利用の許可の取消し)</p> <p>第11条 教育委員会は、利用者が次の各号の<u>一</u>に該当するときは、利用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>様式第1号(第8条関係)</p>

<p style="text-align: center;">鳥取県立大山青年の家利用申込書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申込者 郵便番号 住 所 団 体 名 代表者氏名 電 話</p> <p>次のとおり鳥取県立大山青年の家を利用したいので、申し込みます。</p> <p><u>申込みに当たっては、鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則第9条の規定を遵守し、かつ、鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第5条第2項各号に該当する利用でないことを誓約します。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">略</div> <p><u>注 条例第5条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。</u></p>	<p style="text-align: center;">鳥取県立大山青年の家利用申込書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申込者 郵便番号 住 所 団 体 名 代表者氏名 電 話</p> <p>次のとおり鳥取県立大山青年の家を利用したいので、申し込みます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">略</div>
---	---

（鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則の一部改正）

第2条 鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和52年鳥取県条例第7号）の規定に基づき、鳥取県立船上山少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の管理運営に</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県立船上山少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の管理運営に<u>関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p>

<p>関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用の許可の取消し)</p> <p>第11条 教育委員会は、利用者が次の各号の<u>いずれか</u>に該当するときは、利用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>詐欺その他不正の行為により利用の許可を受けたとき。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>様式第1号(第8条関係)</p> <p style="text-align: center;">鳥取県立船上山少年自然の家利用申込書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申込者 郵便番号 住 所 団 体 名 代表者氏名 電 話</p> <p>次のとおり鳥取県立船上山少年自然の家を利用したので、申し込みます。</p> <p><u>申込みに当たっては、鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則第9条の規定を遵守し、かつ、鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)第5条第2項各号に該当する利用でないことを誓約します。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p><u>注 条例第5条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。</u></p>	<p>(利用の許可の取消し)</p> <p>第11条 教育委員会は、利用者が次の各号の<u>一</u>に該当するときは、利用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>様式第1号(第8条関係)</p> <p style="text-align: center;">鳥取県立船上山少年自然の家利用申込書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申込者 郵便番号 住 所 団 体 名 代表者氏名 電 話</p> <p>次のとおり鳥取県立船上山少年自然の家を利用したので、申し込みます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div>
---	--

(鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 鳥取県立博物館の管理運営に関する規則(昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p>様式第1号（第8条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">鳥取県立博物館展示室等利用申込書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>次のとおり鳥取県立博物館を利用したいので、申し込みます。</p> <p><u>申込みに当たっては、鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第7条の規定を遵守し、かつ、条例第6条第2項各号に該当する利用でないことを誓約します。</u></p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申込者 住所 氏名</p> <p>略</p> </div> <p>備考 略</p> <p><u>注 条例第6条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。</u></p>	<p>様式第1号（第8条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">鳥取県立博物館展示室等利用申込書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>次のとおり鳥取県立博物館を利用したいので、申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申込者 住所 氏名</p> <p>略</p> </div> <p>備考 略</p>
---	--

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、各条の規定による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

議 会 告 示

鳥取県議会告示第5号

鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する規程（平成7年鳥取県議会告示第4号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

鳥取県議会議長 小 谷 茂

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太線で示すとおり改正する。

改 正 後	改 正 前																																																				
<p>様式第3号（第3条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所得等報告書</p> <p>鳥取県議会議長 様</p> <p style="text-align: right;">鳥取県議会議員 _____ 印</p> <p>1 所得</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区 分</th> <th style="width: 25%;">所得金額</th> <th style="width: 25%;">基因となつた事実</th> <th style="width: 25%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">分離課税</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式等の事業・譲渡・雑所得</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>上場株式等の配当所得</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">注 略</td> </tr> <p>2 略</p> </tbody></table>	区 分	所得金額	基因となつた事実		略				分離課税	略			株式等の事業・譲渡・雑所得			上場株式等の配当所得			略				注 略				<p>様式第3号（第3条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所得等報告書</p> <p>鳥取県議会議長 様</p> <p style="text-align: right;">鳥取県議会議員 _____ 印</p> <p>1 所得</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区 分</th> <th style="width: 25%;">所得金額</th> <th style="width: 25%;">基因となつた事実</th> <th style="width: 25%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">分離課税</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式等の事業・譲渡・雑所得</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>上場株式等の配当所得</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">注 略</td> </tr> <p>2 略</p> </tbody></table>	区 分	所得金額	基因となつた事実		略				分離課税	略			株式等の事業・譲渡・雑所得			上場株式等の配当所得			略				注 略			
区 分	所得金額	基因となつた事実																																																			
略																																																					
分離課税	略																																																				
	株式等の事業・譲渡・雑所得																																																				
	上場株式等の配当所得																																																				
略																																																					
注 略																																																					
区 分	所得金額	基因となつた事実																																																			
略																																																					
分離課税	略																																																				
	株式等の事業・譲渡・雑所得																																																				
	上場株式等の配当所得																																																				
略																																																					
注 略																																																					

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。